

企業会計基準委員会 御中

株式会社サダマツ
社長室

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」について当社にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意いたしません。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「有償新株予約権」)は、役職員が当該有償新株予約権の公正価値相当の現金を拠出し、その対価として取得するという金融商品の「取引」であると理解しており、付与対象者が職務執行や労働の対価として新株予約権を受け取るという「報酬」とは異なる性質のものであると考えております。

また、実務対応報告公開草案第 17 項(1)によれば、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している。」とありますが、そもそも「付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴」という有償新株予約権の大前提を除いてしまっており、その大前提を除いたままで「類似している」と論じることに意味が見出せないと考えております。また、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)では、「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するもの」と定めていることから、有償新株予約権と当該ストックオプションを同列に考えることは論理的に矛盾していると考えます。

上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問 2 から質問 4 についても、当該提案に同意いたしかねます。

以上